

令和6年度第3回一関市社会教育委員会議

日 時 令和7年3月21日（金）

午後2時～午後4時

場 所 一関市役所花泉支所4階東大会議室

— 次 第 —

一関市民憲章唱和

一関市民歌斉唱

1 開 会

2 教育長挨拶

3 説 明

(1) 令和7年度一関市教育委員会社会教育行政の方針（案）について 資料No.1

(2) 令和7年度一関市教育委員会社会教育行政等事業計画（案）について 資料No.2

(3) 令和7年度社会教育関係団体への補助金交付について 資料No.3

(4) いちのせき名人・達人バンクについて 資料No.4

(5) その他

4 その他

- ・一関市健康子ども部健康づくり課から情報提供

5 閉 会

一関市社会教育委員名簿

任期 令和6年6月1日～令和8年5月31日

(敬称略)

No.	氏名	ふりがな	地域	選出区分	備考
1	鈴木 道明	すずき みちあき			
2	平野 和彦	ひらの かずひこ			
3	菅原 祝子	すがわら のりこ			
4	栃内 宏之	とちない ひろゆき			
5	小岩 孝朗	こいわ たかあき			
6	館澤 敏子	たてざわ としこ			
7	大石 敦子	おおいし あつこ			
8	三浦 喜博	みうら のぶひろ			
9	小島 正明	こじま まさあき			
10	佐藤 寿幸	さとう としゆき			
11	小野寺 美枝子	おのでら みえこ			
12	三浦 尚博	みうら なおひろ			
13	青柳 さつき	あおやぎ さつき			
14	熊谷 繁弘	くまがい しげひろ			
15	千葉 喜代一	ちば きよいち			
16	村上 とも子	むらかみ ともこ			
17	吉田 美和子	よしだ みわこ			
18	金森 勝利	かなもり かつとし			
19	小山 亜希子	おやま あきこ			
20	白石 理恵	しらいし りえ			

職員

No.	氏名	ふりがな	所属等
1	時枝 直樹	ときえだ なおき	教育長
2	小野寺 愛人	おのでら ちかと	まちづくり推進部長
3	藤倉 忠光	ふじくら ただみつ	一関図書館長
4	佐々木 修路	ささき しゅうじ	一関市博物館次長
5	氏家 克典	うじいえ かつのり	教育委員会事務局副参事兼文化財課長
6	伊藤 信子	いとう のぶこ	いきがづくり課長
7	佐藤 康隆	さとう やすたか	いきがづくり課市民センター係長・社会教育主事
8	阿部 彰	あべ あきら	いきがづくり課主査
9	千葉 理央	ちば りお	いきがづくり課主事

令和7年度一関市教育委員会社会教育行政の方針（案）

I 一関市教育振興基本計画の概要（計画期間 平成28年度～令和7年度）

1 教育振興の基本目標

「学びの風土を礎に 心豊かにたくましく
郷土の誇りを未来につなぐ 一関の人づくり」

2 重点プロジェクト

(1) ことばを大切にす教育プロジェクト

美しい日本語にたくさん触れ、思考を深め、豊かな表現力を養うため、本に親しみを深める「ことばの読書」、ことばの感性を磨き、語彙（ごい）を豊かにする「ことばの響き」、地域への理解を深める「ことばの先人」を柱とした「ことばの教育」を進めます。

(2) グローバル人材育成プロジェクト

グローバル化していく現代社会に対応できる人材を育成するため、キャリア教育をはじめとした様々な体験活動の実践や、ICT活用能力の育成、SDGsの考え方や国際性を身に付けるための教育に取り組みます。また、多文化共生、多様な価値観を理解するうえで土台となる子どもたち自らのアイデンティティー（自分のよりどころ）を確立させるため、郷土の歴史・文化についての教育に取り組みます。

(3) 学校と地域の協働推進プロジェクト

子どもたちの社会性の育成、子どもたちを取り巻く環境の安全確保のためには、地域住民の協力が必要であることから、学校と地域の連携をより一層強めるとともに、開かれた学校づくりを推進し、地域住民の力を学校運営と子どもたちの成長に生かす取組を進めます。

(4) 世界遺産拡張登録推進プロジェクト

「平泉の文化遺産」拡張登録に係る岩手県、奥州市、平泉町との申し合わせのとおり「ひらいずみ遺産」の取組を県、関係市町と連携して進めます。また、引き続き調査研究を継続して資産価値の向上に努めるとともに、その価値について市民の理解を促進する取組を進めます。

3 施策の基本方向

「ともに学び、まちとひとをつくる社会教育の推進」

一人ひとりの多様で個性ある自己実現を支援するため、生涯の各時期において主体的に学習できるよう、より質の高い学習機会を創出するとともに、地域課題の解決と地域の教育力向上を目指し、学校、家庭、地域が連携した学びと地域づくりの推進により、地域の活力を創造していきます。

「誇りと愛着を醸成する文化の継承」

市民共通の財産である文化財の適切な保護と調査研究を進めるとともに、市民が郷土の歴史・文化を身近に学べる環境や、先人が学問に力を注いできた伝統を継承する機会の提供を通して、郷土への理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着を醸成します。

4 基本施策

(1) 社会教育の充実

市民が生涯にわたって自ら学習できるよう多様な学習機会を提供するとともに、学習した成果を社会に還元することによって地域づくりに生かせる環境整備を進めるなど、社会教育の充実に努め、学びと地域づくりを一体化し、地域協働のまちづくりを一層推進します。

また、SDGs の理念を踏まえた、幅広い世代を対象とする学習の機会を提供することなどにより、生涯学習の促進に取り組みます。

(2) 家庭と地域の教育力向上の推進

少子化、核家族化、人間関係の希薄化などにより、家庭や地域社会における教育力の低下が指摘されています。

いじめや青少年による犯罪が社会問題になっており、子どもたちには人権や道徳、いのちの大切さを伝えていかなければなりません。また、スマートフォンなどメディアに頼った子育ても問題視されるなど、愛情を持って子どもに接することを市民一人ひとりが再確認する必要があります。

そのため、教育の原点である家庭教育を支援するとともに、社会全体で子どもたちの学びの支援に取り組みます。

(3) 学習環境の充実

生涯の各時期に応じた社会教育活動の推進とともに、学びと地域づくりを一体化し、地域協働のまちづくりを一層推進するため、社会教育環境と指導体制の充実に図ります。

(4) 図書館運営の充実

市民の学習ニーズに対応したサービスを提供するとともに、各地域の特色を生かした図書館運営を推進します。

(5) 博物館機能の充実

博物館は、資料収集、保存、調査研究、展示、教育普及（交流連携）活動などの役割を一体的に担う施設であり、機能をより充実させることにより、学ぶ機会の提供と学習活動支援に努めます。

(6) 文化財の保護・地域文化の伝承

市民共通の財産である文化財の適切な保護と調査研究を進めるとともに、市民が郷土の歴史・文化を身近に学べる環境や、先人が学問に力を注いできた伝統を継承する機会の提供を通して、郷土への理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着を醸成します。

(7) 骨寺村荘園遺跡の保護と世界遺産拡張登録推進

資産の価値向上を目的とした調査研究を引き続き進めるとともに、資産価値を後世へ守り伝えるため、適切な保存管理体制のもとで、景観保全活動等を推進します。

II 令和7年度社会教育行政の方針（図書館、博物館を除く）

1 重点的に取り組む事項

(1) 社会教育の必要課題に対する共通取組

社会の変化に応じて必要な現代的課題について、年度毎に一つのテーマを決めて、市民センターにおいて、そのテーマに沿った取組を実施します。

【令和7年度テーマ】

男女共同参画「誰もが個性を尊重し 能力を認め合う 多様性への理解の促進」

- ・性別にかかわらず、全ての人にとって生きやすい社会を目指し、男女共同参画の視点を取り入れた取組を実施します。
- ・一人ひとりの個性や能力を發揮できる環境づくりのため、多様性への理解促進を図ります。

(2) SDGsの理念を踏まえた、幅広い世代を対象に学習の機会を提供

持続可能な開発目標（SDGs）への理解を深める講座・研修等を実施します。

(3) 青年リーダーの育成に向けた取組

地域づくりやボランティア活動を担う青年リーダーを育成するため、多様な学習の機会や学習情報の提供を行うとともに、自発的な学習活動を支援します。

(4) 家庭教育の充実

地域で家庭教育を支援するため、子育てや家庭教育に関する相談、学習の機会や学習情報の提供を行います。

(5) 家庭の教育力向上に向けた取組

家庭教育を支援するため、参観日等の機会を活用し、家庭教育学級・講座、講演会等を実施します。

(6) 社会教育施設等の整備

市民の生涯学習と地域づくりの拠点施設として快適な利用環境を保つため、施設の改修等を行います。

(7) 研修機会の充実

指定管理を行っている市民センターの職員が社会教育主事講習を受講することを支援します。

2 事業の展開

1の重点的に取り組む事項を実行するために、以下の事業を展開します。

(1) 社会教育の充実

① 社会教育の充実	
ア 社会教育の推進	a 学習情報の提供 ・市広報、ホームページ等の活用 ・市民センター広報等の発行
	b ことばを大切にする教育の推進 ・各分野におけることばを大切にする取組の推進 ・地元学講座の実施 ・図書館事業との連携 ・視聴覚ライブラリーの活用
	c 生涯各時期における社会教育の充実 ・市民センターを中心とした少年教育、青年教育、成人教育、女性教育、高齢者教育事業の実施 ・青年リーダーの育成、青年の社会参加活動を支援 ・実行委員が企画する二十歳のつどいの開催 ・社会教育関係団体等の育成支援、学習の場の提供、団体活動研修会の開催
	d 推進体制の充実 ・各種委員会議の開催 ・庁内連携、関係機関・団体等との連携
	e 必要課題に対する共通取組 ・市民センターにおいて、テーマに沿った取組を実施
イ 自己を表現できる環境づくり	・学んだことを発表、継承できる事業の実施
ウ 地域づくりに取り組む人材、団体の育成	・地域課題解決に向けた活動への支援 ・地域協働体の設立及び活動に対する支援 ・地域での地域づくり計画の策定及び見直しへの支援 ・地域協働体の事務局職員の活動支援 ・市民センターの指定管理に向けた地域協働体への支援 ・人材の育成
エ グローバルな人材の育成	・小学生英語の森キャンプ事業の実施 ・中学生英語の森キャンプ事業の実施 ・地元学講座の実施
オ 男女共同参画社会の実現に向けた学習活動への支援	・男女共同参画の推進に資する事業の実施 ・男女共同参画サポーターとの連携 ・企業等への出前講座の実施
カ 学校体育施設の開放	・学校体育施設の開放

(2) 家庭と地域の教育力向上の推進

① 家庭教育の充実	
ア 関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、PTA、地域、企業、行政が連携、協力することによる、家庭教育に関する学習機会や学習情報の提供
イ 家庭の教育力向上に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民センターを中心とした講座や学習会の実施 ・企業・団体等への出前講座の実施 ・「いわて家庭の日」の周知による家庭の大切さの啓発 ・「いちのせきの家庭教育10か条」の普及 ・食育に関する講座、講演会等の実施
② 地域全体で子どもを育む環境づくり	
ア 地域学校協働活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室の実施 ・学校支援活動の実施
イ 教育振興運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が抱える教育課題の解決に取り組む教育振興運動の推進

(3) 学習環境の充実

① 社会教育環境の充実	
ア 市民センター機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い市民参画による学びと地域づくりの拠点としての市民センター機能の充実
イ 社会教育施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な維持管理の実施
ウ 組織の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議等の開催
② 指導体制の充実	
ア 専門職員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育主事や生涯学習支援員の効果的な配置
イ 指定管理者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育主事の派遣 ・指定管理者への人材育成の支援 ・地域課題を踏まえた事業計画の作成支援 ・いちのせき市民活動センターによる支援
ウ 研修機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修への派遣 ・研修会等の開催 ・指定管理市民センター職員の社会教育主事講習受講の支援

Ⅲ 令和7年度社会教育行政の方針（図書館、博物館）

1 重点的に取り組む事項

<p>(1) 図書館運営の充実</p> <p>市民の学習ニーズに対応したサービスを提供するとともに、各地域の特色を生かした図書館運営を推進します。</p>
<p>(2) 博物館機能の充実</p> <p>博物館は、資料収集、保存、調査研究、展示、教育普及（交流連携）活動などの役割を一体的に担う施設であり、機能をより充実させることにより、学ぶ機会の提供と学習活動支援に努めます。</p>

2 事業の展開

1の重点的に取り組む事項を実行するために、以下の事業を展開します。

(1) 図書館運営の充実

① 学習ニーズに対応した読書環境の充実	
ア 市民の読書推進や自主的な学習活動への支援	・図書館と学校、博物館等との連携 ・資料の収集、保存、提供
イ 子どもたちが読書に親しむ環境づくりの支援	・図書館と家庭、学校図書館の連携
ウ 図書館サービスの向上	・高齢者や体の不自由な人へのサービス向上 ・大活字本や音声資料、点字図書の充実 ・電子書籍やデータベースの充実 ・移動図書館車、館外サービスの充実
② 地域の特色を生かした図書館の運営	
ア 身近な図書館としての運営	・地域特性や利用者の声を反映した運営
イ 市民との協働による図書館運営	・図書館サポーターの活動支援
ウ 地域の特色ある資料の収集、保存、提供	・資料の収集、保存、提供
エ 専門職員の充実	・職員研修会の実施

(2) 博物館等機能の充実

① 地域の歴史・文化に関する学習支援	
ア 常設展示の充実	<ul style="list-style-type: none">・地域の歴史の変遷と個性ある文化に関する資料を展示替えしながら系統的に展示・スマートフォン等のICTを活用した展示解説の充実・展示解説文及び案内看板等の多言語化を実施
イ 特別展や企画展等の開催	<ul style="list-style-type: none">・調査研究テーマに沿った地域の歴史、文化に関する展示・展示への理解を促すため、講演会等の関連行事の開催
② 歴史・文化に親しみやすい環境づくり	
ア 教育普及（交流連携）事業の開催	<ul style="list-style-type: none">・多彩な講座、講演会、体験学習を開催
イ 学校や市民センターと連携した事業の展開	<ul style="list-style-type: none">・団体等の観覧に対する展示解説等
ウ 博物館等の連携	<ul style="list-style-type: none">・博物館等が連携し、地域に対する理解を深める場の提供

IV 令和7年度文化財行政の方針

1 重点的に取り組む事項

(1) 文化財の保護・地域文化の伝承

市民共通の財産である文化財の適切な保護と調査研究を進めるとともに、市民が郷土の歴史・文化を身近に学べる環境や、先人が学問に力を注いできた伝統を継承する機会の提供を通して、郷土への理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着を醸成します。

(2) 骨寺村荘園遺跡の保護と世界遺産拡張登録推進

資産の価値向上を目的とした調査研究を引き続き進めるとともに、資産価値を後世へ守り伝えるため、適切な保存管理体制のもとで、景観保全活動等を推進します。

2 事業の展開

1の重点的に取り組む事項を実行するために、以下の事業を展開します。

(1) 文化財の保護・地域文化の伝承

① 文化財の保存・活用	
ア 文化財の保護と調査研究	・調査研究を進め、文化財の指定や保存・活用に努めるほか、文化財の修繕や保護活動への助成、埋蔵文化財の適正な保護に努めます。
イ 文化財愛護意識の高揚	・市の広報誌やホームページを活用し、文化財の情報を発信しながら、保護や愛護の意識を高めます。
ウ 文化財の展示と公開	・資料や市が管理する文化財を広く公開し、学習機会を提供します。
② 地域文化の伝承	
ア 伝統芸能の保存・伝承	・市内の民俗芸能について調査研究を進め、適切な保存・伝承活動を支援します。
イ 自然や文化の発掘と継承	・地域の優れた自然や文化を発掘し、適切な保存・継承に努めます。
ウ 偉人・先人の顕彰	・地域の偉人・先人について調査研究を進め、顕彰します。

(2) 骨寺村荘園遺跡の保護と世界遺産拡張登録推進

① 骨寺村荘園遺跡の保護	
ア 骨寺村荘園遺跡の保存活用	・所有者等と協力して小区画水田等を活用した各種事業に取り組むとともに、計画的な保存活用に努めます。
イ 重要文化的景観の継承	・重要建物の修理修景を行うとともに、史跡と重要文化的景観の一体的な保存管理に努めます。
ウ 骨寺村荘園遺跡の普及啓発	・遺跡の価値と魅力を発信し、市民共有の財産として保護する意識を醸成します。
② 世界遺産拡張登録の推進	
ア 骨寺村荘園遺跡の調査研究	・関係機関と連携して考古学的調査と文献研究を進め、資産価値の向上に努めます。
イ 世界遺産登録への気運醸成	・イベント開催や情報発信により、資産価値の理解促進を進めます。
ウ ときめき世界遺産塾の開催	・児童生徒を対象に、学習活動を通して平泉の文化遺産への理解を深め、郷土の宝を守り育てる気運を醸成します。

令和7年度社会教育行政施策の体系と事業（案）

1 社会教育行政の方針

重点施策

- 1 ことばを大切にする教育の推進
- 2 グローバルな人材の育成
- 3 家庭と地域の教育力向上の推進

教育振興 基本目標	施策の 基本方向	社会教育 行政方針	事業の展開		
学びの風土を礎に 心豊かにたくましく 郷土の誇りを未来につなぐ 一関の人づくり	ともに学び、 まちとひとをつくる 社会教育の推進	社会教育と 学習環境の 充実	1 社会教育の充実	(1) 社会教育の充実 ①社会教育の推進（学習情報の提供、ことばを大切にする教育の推進、生涯各時期における社会教育の充実、推進体制の充実、必要課題に対する共通取組） ②自己を表現できる環境づくり ③地域づくりに取り組む人材、団体の育成 ④グローバルな人材の育成（英語の森キャンプなど） ⑤男女共同参画社会の実現に向けた学習活動への支援 ⑥学校体育施設の開放	
			2 学習環境の充実	(1) 社会教育環境の充実	①市民センター機能の充実（学びと地域づくりの一体化の推進） ②社会教育施設の整備（市民センター整備事業、いちのせき健康の森施設改修事業、索道施設（祭時スノーランド）改修事業） ③組織の連携強化
				(2) 指導体制の充実	①専門職員の配置（社会教育主事や生涯学習支援員の効果的な配置） ②指定管理者との連携（指定管理者への人材育成の支援、地域課題を踏まえた事業計画の作成支援など） ③研修機会の充実
			3 図書館運営の充実	(1) 学習ニーズに対応した読書環境の充実	①市民の読書推進や自主的な学習活動への支援 ②子どもたちが読書に親しむ環境づくりの支援 ③図書館サービスの向上
				(2) 地域の特色を生かした図書館の運営	①身近な図書館としての運営 ②市民との協働による図書館運営 ③地域の特色ある資料の収集、保存、提供 ④専門職員の充実
			4 博物館等機能の充実	(1) 地域の歴史・文化に関する学習支援	①常設展示の充実 ②特別展や企画展等の開催
				(2) 歴史・文化に親しみやすい環境づくり	①教育普及（交流連携）事業の開催 ②学校や市民センターと連携した事業の展開 ③博物館等の連携
			1 家庭と地域の教育力向上の推進	(1) 家庭教育の充実	①関係機関との連携（学校、PTA、地域、企業等との連携） ②家庭の教育力向上に向けた取組（市民センターを中心とした講座や学習会の実施、企業・団体等への出前講座の実施、「いわて家庭の日」の周知による家庭の大切さの啓発）
				(2) 地域全体で子どもを育む環境づくり	①多くの大人が子どもたちと関わる、放課後子ども教室事業や学校支援活動事業の推進 ②地域が抱える教育課題の解決に取り組む教育振興運動の推進

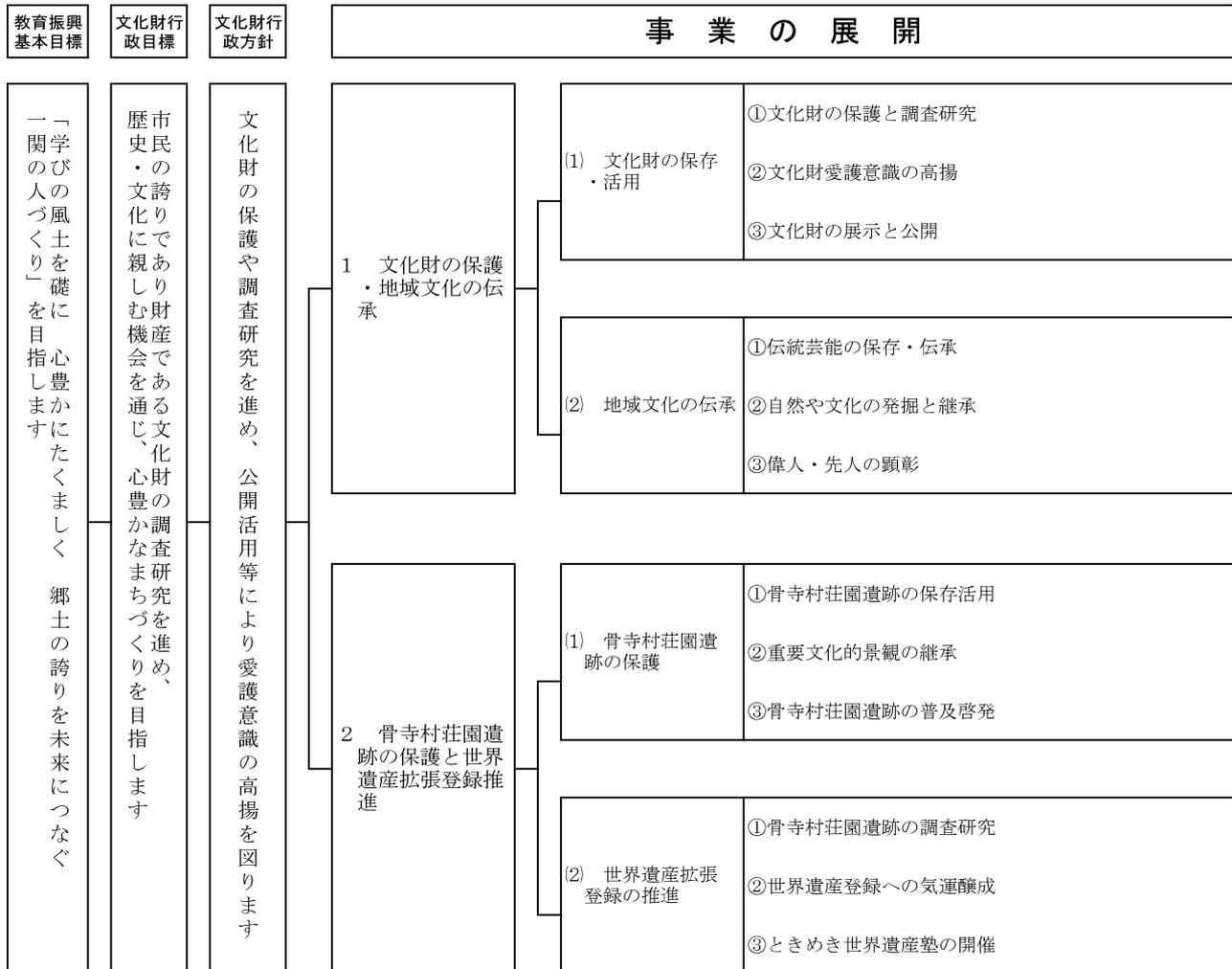
令和7年度社会教育行政施策の体系と事業（案）

2 文化財行政の方針

重点施策

1 文化財の保護・地域文化の伝承

2 骨寺村荘園遺跡の保護と世界遺産拡張登録推進



令和7年度事業計画書（案）

【社会教育行政】

- 1 社会教育の充実
- (1) 社会教育の充実
- ① 社会教育の推進

施策・事業名		実施内容		
		回数等	人数	概要(主な内容)
a 学習情報の提供				
1	市広報・ホームページ等の活用	随時	—	学習情報を提供するため、市広報・ホームページを活用し、各施設及び事業案内を行う
2	市民センター広報等の発行	随時	—	学習情報を提供するため、市民センター広報等を発行し、情報発信を行う
b ことばを大切にする教育の推進				
3	ことばを大切にする取組の推進	年間	—	教育振興基本計画の重点プロジェクトの一つ。ことばを大切にする取組を推進するため、「ことばと読書」「ことばの響き」「ことばの先人」を柱とした「ことばの事業」を社会教育の各分野において行う
4	地元学講座の実施	年間	—	郷土への理解を深めるため、各市民センターにおいて特徴ある事業を実施し、地域の資源を生かした学習活動を推進する
5	図書館事業との連携	年間	—	図書館の資料を活用した学習支援を行う
6	視聴覚ライブラリーの活用	年間	—	岩手県南第一地域視聴覚教育協議会の視聴覚教材を活用した学習支援を行う
c 生涯各時期における社会教育の充実				
ア 少年教育				
7	「学びの土曜塾」等の実施	年間	—	児童・生徒が郷土の歴史・文化についての理解を深めるため、地域特性を生かしながら、各市民センターにおいて特徴ある事業を実施する
8	ジュニアリーダーの養成	年間	—	青少年の社会参加活動を促進するため、市民センター等において養成講座の開催等により自主活動を支援し、リーダーを養成する
イ 青年教育				
9	青年リーダーの育成	年間	—	地域づくりやボランティア活動を担う青年リーダーの育成と、青年の自発的な学習活動を支援するため、各市民センターにおいて特徴ある事業を実施する
10	令和7年度二十歳のつどい	R8.1月	約1,000人	大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますため、二十歳のつどい実行委員とともに式典及び記念行事を開催する
ウ 成人教育				
11	地域づくりリーダーの育成	年間	—	地域づくりを行う人材を育成するため、各市民センターにおいて地域の課題に即した事業を実施する
12	各種学習機会の提供と自主学習の普及奨励	年間	—	生涯各時期における社会教育の充実のため、各市民センターにおいて学習機会の提供と学習活動の支援を行う

施策・事業名		実施内容		
		回数等	人数	概要(主な内容)
エ 女性教育				
13	女性リーダーの育成	年間	—	研修への参加を促進するなど、女性リーダーの育成と活動への支援を行う
14	各種学習機会の提供と自主学習の普及奨励	年間	—	生涯各時期における社会教育の充実のため、各市民センターにおいて学習機会の提供と学習活動の支援を行う
オ 高齢者教育				
15	世代間交流の促進	年間	—	地域コミュニティの活性化を図るため、各市民センターにおいて世代間交流事業を実施する
16	各種学習機会の提供と自主学習の普及奨励	年間	—	生涯各時期における社会教育の充実のため、各市民センターにおいて学習機会の提供と学習活動の支援を行う
カ 自主的団体活動の育成支援等				
17	社会教育関係団体の育成支援	年間	—	生涯学習活動を行う団体の自主活動を奨励し、ホームページで団体を紹介するなどにより活動を支援する
ク 推進体制の充実				
18	社会教育委員会議	3回	20人	教育委員会に対する助言を行うため、社会教育法、一関市社会教育委員条例に基づき、社会教育委員を設置し、会議を開催する
19	市民センター運営協議会	各2回程度	—	市民センターにおける各種事業の企画・実施について検討をするため、市民センター等運営協議会設置要領に基づき、直営の市民センターに市民センター運営協議会を設置する
20	各種委員会議	随時	—	各種社会教育施設の運営等への助言を行うため、図書館協議会、博物館協議会、石と賢治のミュージアム運営委員会、芦東山記念館運営委員会、いちのせき健康の森運営委員会を設置する
21	庁内連携、関係機関・団体等との連携	随時	—	多様な学習活動の推進のため、庁内や関係機関・団体等と連携した学習支援を行う
ケ 必要課題に対する共通取組				
22	テーマに沿った取組を実施	年間	—	社会の変化に応じて必要な現代的課題について、年度毎に一つのテーマを決めて、市民センターにおいて、そのテーマに沿った取組を実施する 令和7年度テーマ 男女共同参画「誰もが個性を尊重し 能力を認め合う 多様性への理解の促進」

② 自己を表現できる環境づくり

23	学んだことを発表、継承できる事業の実施	年間	—	学んだことを発表、継承するため、市民センターまつり、文化祭等を開催して学習の成果の発表の場を提供する
----	---------------------	----	---	--

③ 地域づくりに取り組む人材、団体の育成

24	地域協働体の設立及び活動に対する支援	年間	—	地域協働体の立上げからその後の活動の各段階において、必要な支援を行う
25	地域づくり計画の策定及び見直しへの支援	年間	—	地域協働体が地域づくり計画を策定するに当たり、意向調査や話合いのサポート、市の情報提供などの必要な支援を行うとともに、地域協働体が地域づくり計画の見直しを行う場合に必要な支援を行う
26	地域協働体の事務局職員の活動支援	年間	—	地域協働体の各種事業や事務処理の円滑化を図るため、地域協働体の事務局職員に対して、必要な知識、技術等を身につけるための研修会の開催やアドバイス等の支援を行う
27	市民センターの指定管理に向けた地域協働体への支援	年間	—	市民センターの指定管理への移行に当たり、段階的、年次計画的に移行し、既存事業の継続性を確保するため、市職員と地域で雇用する職員とが共同で施設を管理運営する期間を設ける

施策・事業名	実施内容			
	回数等	人数	概要(主な内容)	
④ グローバルな人材の育成				
28	小学生英語の森キャンプ事業	1回	70人	英語での生活や外国文化の体験を通して英語力や国際感覚を養うため、小学6年生を対象に宿泊学習を実施する
29	中学生英語の森キャンプ事業	1回	60人	英語での生活や外国文化の体験を通して英語力や国際感覚を養うため、中学2年生を対象に宿泊学習を実施する
30	地元学講座の実施【再掲】	年間	—	多文化、多様な価値観を理解する上で土台となる子どもたち自らのアイデンティティー(自分のよりどころ)を確立させるため、郷土の歴史・文化の理解を深める事業を実施する

⑤ 男女共同参画社会の実現に向けた学習活動への支援

31	男女共同参画の推進に資する事業の実施	年間	—	性別にかかわらず全ての人にとって生きやすい社会を目指し、各市民センターにおいて男女共同参画の視点を取り入れた講座・研修等を開催する
32	男女共同参画サポーターとの連携	年間	—	性別にかかわらず全ての人にとって生きやすい社会を目指し、男女共同参画サポーターと連携して事業を実施する
33	企業等への出前講座の実施	年間	—	男女が共に働きやすい職場づくりのため、男女共同参画に関する研修会を実施する企業等に対し、講師を派遣する

⑥ 学校体育施設の開放

34	学校体育施設開放事業	年間	—	地域住民にスポーツ・レクリエーション活動の場を提供するため、学校の体育施設の開放を行う
----	------------	----	---	---

2 家庭と地域の教育力向上の推進

(1) 家庭教育の充実

① 関係機関との連携

35	学校、PTA、地域、企業等との連携	年間	—	社会全体で子どもたちの学びを支援するため、各団体と連携・協力し、家庭教育に関する学習機会や学習情報の提供を行う
----	-------------------	----	---	---

② 家庭の教育力向上に向けた取組

36	家庭教育学級・講座、講演会等の実施	年間	—	家庭教育を支援するため、参観日等の機会を活用し、市民センターを中心に家庭教育学級・講座、講演会等を実施する
37	企業等への出前講座の実施	年間	—	学校や市民センター等が実施する事業に参加できない保護者等に学習機会を提供するため、家庭教育支援事業を実施する企業等に対し、講師を派遣する
38	子育て関係資料の配布、活用	年間	—	子育てについての意識啓発を図るため、子育てに関する情報の提供を行う
39	「いわて家庭の日」の周知	年間	—	青少年の健やかな成長のため、「いわて家庭の日」について啓発を行う(家庭を大切にし、ふれあいを深めるきっかけとする「いわて家庭の日」(毎月第3日曜日)の制定趣旨を踏まえ、各家庭の実情に応じて親子、家族の絆を深める日を設けることを呼びかける)
40	「いちのせきの家庭教育10か条」の普及	年間	—	命の大切さや我が家のルールなど、家庭で大切にしたいことを盛り込んだ「いちのせきの家庭教育10か条」の普及を図る
41	食育に関する講座、講演会等の実施	年間	—	食に関する知識と食を選択する力を修得し、健全な食生活を実践することができる人を育てるため、各市民センターにおいて講座、講演会等を実施する

(2) 地域全体で子どもを育む環境づくり

① 地域学校協働活動の推進

施策・事業名		実施内容		
		回数等	人数	概要(主な内容)
42	放課後子ども教室の実施	14教室 (11/21 小学校 区)	—	放課後などの子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保するため、地域の方々の参画を得て、子どもたちの勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する
43	学校支援活動の実施	20校 (20/35 小・中学 校区)	—	地域で子どもたちの学びを支えるため、技術を持ち合わせている地域の人材を掘り起こし、地域コーディネーターが中心となってボランティアを学校に派遣し、総合的な学習の時間などの授業補助、学習環境の整備などを実施する。 全地域での実施を推進し、実施に当たっては学校、担当課の共通理解を図っていく。

② 教育振興運動の推進

44	教育振興運動の推進	年間	—	地域全体で子どもを育む環境づくりを進めるため、子ども、家庭、学校、地域、行政が連携し、地域の教育課題を地域単位で話し合い、地域の特色を生かして自主的に解決しようという実践的運動を全市(各地域)で推進する
----	-----------	----	---	---

3 学習環境の充実

(1) 社会教育環境の充実

① 市民センター機能の充実

45	学びと地域づくりの一体化の推進	—	—	社会教育環境の充実のため、地域が主体となって地域課題の把握、解決に向けて活動する学びと地域づくりの拠点として、市民センター機能の充実を図る
----	-----------------	---	---	---

② 社会教育施設の整備

46	市民センター整備事業	—	—	市民の生涯学習と地域づくりの拠点施設として快適な利用環境を保つため、市民センターの改修等を行う 花泉市民センター屋根改修 渋民市民センター屋根改修 ほか
47	宿泊交流研修施設改修事業	—	—	市民が生涯学習活動や交流を行う施設として快適な利用環境を保つため、宿泊交流研修施設の改修を行う セミナーハウス客室空調設備設置 セミナーハウス受水槽ポンプ更新 ほか
48	索道施設(祭時スノーランド)改修事業	—	—	祭時スノーランドの安全性を確保するため、索道施設の改修を行う 索道施設第1リフト主電動機分解整備 ほか

③ 組織の連携強化

49	市民センター所長会議の開催	2回 (予定)	—	社会教育行政の円滑な運営を図るため、市民センターにおける社会教育の推進等について、意見・情報交換を行う
50	市民センター事業情報交換会の開催	3回 (予定)	—	市と市民センターの社会教育担当職員が社会教育の方針、事務事業等について共通理解をし、また、情報交換を行う

(2) 指導体制の充実

① 専門職員の配置

施策・事業名		実施内容		
		回数等	人数	概要(主な内容)
51	社会教育主事の配置	年間	1人	社会教育における専門的な指導助言を行うため、社会教育主事を配置する
52	生涯学習支援員の配置	年間	7人	主に青少年教育・成人教育・女性教育・高齢者教育・家庭教育事業の企画等や社会教育関係団体の活動を支援するため、生涯学習支援員を配置する

② 指定管理者との連携

53	社会教育主事の派遣	随時	—	市と指定管理者の意思疎通を図るため、指定管理者の求めに応じ社会教育主事を派遣し、意見・情報交換及び必要な助言等を行う
54	指定管理者への人材育成の支援	随時	—	社会教育に関する必要な知識・技能の取得を図るため、指定管理者が社会教育に関する十分な研修を受講できる体制を整備する
55	地域課題を踏まえた事業計画の作成支援	随時	—	地域課題を踏まえた事業を実施していくため、地域の学習ニーズに合った事業計画の策定を支援する
56	いちのせき市民活動センターによる支援	随時	—	指定管理者による指定管理を行う市民センターにおける社会教育事業の充実を図るため、巡回等により社会教育事業の企画等の支援を行う

③ 研修機会の充実

57	各種研修会への派遣	随時	—	社会教育関係職員等の資質を高めるため、県立生涯学習推進センター等が主催する各種研修会等に職員や社会教育委員等を派遣し、専門性を高める
58	岩手県社会教育連絡協議会との連携	随時	—	社会教育関係職員等の資質を高めるため、協議会の研修会等に職員や社会教育委員等を派遣する
59	一関地方社会教育協議会との連携	随時	—	社会教育関係職員等の資質を高めるため、一関市と平泉町の社会教育関係職員・関係委員等で組織する協議会の研修会等に職員や社会教育委員等を派遣する
60	社会教育関係職員等研修会の実施	随時	—	社会教育関係職員等の専門性を高めるため、生涯学習支援員をはじめ社会教育関係職員等の情報交換、研修会等を行う
61	社会教育主事講習受講の支援	1回	3人	指定管理市民センターの社会教育関係職員が社会教育の専門的知識、技能を習得する際に要する経費の支援を行う

4 図書館運営の充実

(1) 学習ニーズに対応した読書環境の充実

① 市民の読書推進や自主的な学習活動への支援

事業名	実施内容		
	回数等	人数	概要(主な内容)
62 資料、情報提供事業	年間	—	市民の読書活動や自主的な学習活動を支援するため、図書館資料の紹介、貸出、予約、レファレンスサービスを実施する

② 子どもたちが読書に親しむ環境づくりの支援

63 子どもの読書推進事業	年間	—	子どもの読書活動を推進するため、おはなし会や家庭との連携を図るため年齢別ブックリストを配布する
---------------	----	---	---

③ 図書館サービスの向上

64 図書館サービス向上事業	年間	—	市民の読書活動を推進するため、移動図書館車の運行や団体貸出、高齢者サービスなど図書館サービスの向上を図る
----------------	----	---	--

(2) 地域の特色を生かした図書館の運営

① 身近な図書館としての運営

65 図書館協議会の開催	年2回	16人	市民の意見を取り入れた図書館運営を行うため、図書館協議会を開催する
--------------	-----	-----	-----------------------------------

② 市民との協働による図書館運営

66 図書館サポーター事業	年間	—	市民と協働して図書館を運営するため、ボランティアである図書館サポーターの活動を支援する
---------------	----	---	---

③ 地域の特色ある資料の収集、保存、提供

67 図書館図書資料整備事業	年間	—	多様な資料を市民に提供するため、電子的資料を含めた図書館資料の充実を図るとともに各地域の歴史や文化を踏まえた特色ある資料を収集、保存、提供する
----------------	----	---	---

④ 専門職員の充実

68 図書館職員研修事業	年間	—	市民の読書要求に応えるため、高度で多様な要求に対応できるよう専門的研修に参加又は自主開催する
--------------	----	---	--

5 博物館等機能の充実

(1) 地域の歴史・文化に関する学習支援

① 常設展示の充実

施策・事業名	実施内容		
	回数等	人数	概要(主な内容)
69 スマートフォン等のICTを活用した展示解説の充実	随時	—	スマートフォン等の無料アプリケーション「ポケット学芸員」を活用し、いつでも誰でも展示解説を受けられる環境の充実を図る
70 展示解説多言語化	随時	—	スマートフォン等の無料アプリケーション「ポケット学芸員」の解説文及び案内看板等を多言語化し、外国人入館者の満足度向上を図る

② 特別展や企画展等の開催

71 特別展 「千葉胤秀生誕250年記念 算額の世界」	1回	—	一関藩の算術師範役・千葉胤秀の生誕250年を記念して、現存する各地の算額を紹介するとともに、数学模型など和算に関連した資料を交えて、江戸時代の数学の世界を紹介する
72 企画展 暮らしのなかの道具	1回	—	一関周辺で使われたむかしの道具などを紹介する ※令和7年1月25日から継続開催
73 企画展 「Oこけし店主Y氏の愛した昭和のこけしコレクション」(仮題・予定)	1回	—	令和6年度当館に寄贈されたこけし約400点を紹介する
74 企画展 「江戸時代の村の教養—本寺の肝入の書籍から—」	1回	—	国史跡、重要文化的景観に指定されている本寺地区にある江戸時代に肝入を勤めた家に伝来する近世近代の書籍を通して、この地方の文化を紹介する

(2) 歴史・文化に親しみやすい環境づくり

① 教育普及(交流連携)事業の開催

75 和算講座、古文書講座等講座	6講座	136人	地域の歴史や文化に関して理解を深めてもらうため、和算講座(入門編・研究編)、古文書講座、超初心者のための絵の見方、講座「紙の文化史-入門編-」を実施する
76 館長講座	4回	200人	ふるさとの歴史を学び、理解を深めるため、開催中の企画展等のテーマに沿って当地方との歴史的な関わりを講演する
77 骨寺村荘園遺跡村落調査研究報告会(仮称)	1回	—	骨寺について多角的に知ってもらうため、骨寺村荘園遺跡村落調査研究の様々な成果を公開する
78 大槻家関係資料研究報告会	1回	—	重要文化財に指定された大槻家関係資料に関する理解を深めてもらうため、様々な視点での研究成果を公開する
79 体験学習	3事業	—	当館のテーマを体験を通して親んでもらうため、はくぶつかんこどもくらぶ、博物館でアートを楽しむ、和算問題の解答を募集するなどの体験型の企画を実施する

② 学校や市民センターと連携した事業の展開

80 団体等の観覧に対する展示解説等	随時	—	学校や市民センター等の団体が主催事業として来館する際、要望に応じて、展示に関する解説等を行う
--------------------	----	---	--

③ 博物館等の連携

81 各博物館等への資料の貸し出し	随時	—	資料及び作品の保全を最優先としつつ、要請に応じて館蔵資料の貸し出しを行う
-------------------	----	---	--------------------------------------

【文化財行政】

1 文化財の保護・地域文化の伝承

(1) 文化財の保存・活用

① 文化財の保護と調査研究

事業名	実施内容		
	回数等	人数	概要(主な内容)
82 文化財調査委員等活動推進事業	年間	—	・文化財調査委員による文化財の調査研究をする ・文化財調査協力員による指定文化財の状況把握等をする
83 埋蔵文化財保存管理事業	年間	—	埋蔵文化財の発掘調査と文化財保護法に基づく適切な保護を行う
84 歴史民俗資料等活用整備事業	年間	—	市内の歴史・民俗・考古資料の調査研究と公開展示を実施する 民俗資料館での民俗資料の常設展示、企画展示 ほか
85 指定文化財調査研究事業	年間	—	・県指定有形文化財「原本無刑録」などの調査研究をする ・指定等文化財の調査報告書の刊行を行う

② 文化財愛護意識の高揚

86 文化財情報提供事業	年間	—	市広報誌、ホームページを活用した文化財の紹介や各種事業の情報提供をする
87 文化財標柱・解説板整備事業	10基	—	市内の歴史や文化に関する標柱と解説板の整備をする

③ 文化財の展示と公開

88 文化財施設等整備事業	年間	—	各施設の老朽化対策や機能充実のための施設改修等をする 千葉胤秀旧宅の保存について、内部協議を進める
89 文化財公開活用事業	年間	—	市が所有または管理する指定等建造物の適切な管理と一般公開をする

(2) 地域文化の伝承

① 伝統芸能の保存と伝承

② 自然や文化の発掘と継承

③ 偉人・先人の顕彰

90 民俗芸能伝承調査研究事業	年間	—	市内に伝承されている民俗芸能の調査研究をする
91 文化財保護事業補助事業	随時	—	指定等文化財の維持管理や保護活動を行う個人や団体への支援をする 指定文化財保護事業補助金、郷土芸能活動事業補助金 ほか

2 骨寺村荘園遺跡の保護と世界遺産拡張登録推進

(1) 骨寺村荘園遺跡の保護

① 骨寺村荘園遺跡の保存活用

事業名	実施内容		
	回数等	人数	概要(主な内容)
92 骨寺村荘園遺跡保全活用事業	年間	—	小区画水田保全活用方針に基づく各種事業を実施する 骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画に基づく保存活用を行う

② 重要文化的景観の継承

93 文化的景観保護推進事業	年間	—	「一関本寺の農村景観」の構成要素である重要建物に係る修理、修景を行う 史跡と重要文化的景観の一体的な保全管理を行う
----------------	----	---	--

③ 骨寺村荘園遺跡の普及啓発

94 骨寺村荘園遺跡情報発信事業	年間	—	骨寺村荘園交流施設を核とし、農作業体験や遺跡探訪など骨寺村荘園遺跡の価値や魅力を情報発信する
------------------	----	---	--

(2) 世界遺産拡張登録の推進

① 骨寺村荘園遺跡の調査研究

95 骨寺村荘園遺跡調査研究事業	年間	—	考古学的調査及び文献研究等を実施する
------------------	----	---	--------------------

② 世界遺産登録への気運醸成

96 骨寺村荘園遺跡世界遺産拡張登録推進事業	年間	—	骨寺村荘園に関する講演会やシンポジウム等を開催する
------------------------	----	---	---------------------------

③ ときめき世界遺産塾の開催

97 ときめき世界遺産塾	年間	—	県南教育事務所管内の児童生徒を対象とした「ときめき世界遺産塾」を開催する
--------------	----	---	--------------------------------------

いちのせき名人・達人バンク
～令和7年4月スタート予定～

いちのせき名人・達人バンクの登録者を募集します。

(第1次募集：令和7年3月14日〆切)

1 いちのせき名人・達人バンクとは

いちのせき名人・達人バンクは、一関市内の専門的な知識技能や優れた経験等を有している名人・達人を発掘し、その情報を活用できる仕組みを提供することにより、名人・達人の活躍の場を広げるとともに、人や地域を結び、生涯学習又はまちづくり活動の機会を広げ、活力ある地域社会活動を支援することを目的とするものです。

2 登録対象は

学習活動等を指導、支援することが可能な個人及び団体です。ただし、政治・宗教活動を目的とする個人及び団体を除きます。

- ① 個人 市内在住または通勤、通学している、年齢が18歳以上の方
- ② 団体 市内に活動拠点がある団体

3 登録方法は

いちのせき名人・達人バンクに登録を希望する方又は登録される方を推薦しようとする方は、下記の登録専用フォームから申し込み又は登録申込（推薦）書（様式1）※に必要事項を記入しいきがづくり課に提出してください。

なお、推薦の場合は被推薦者の承諾確認のため登録専用フォームからの申し込みは不可とし、登録申込（推薦）書の提出に限ります。

4 登録情報について

登録後にいちのせき名人・達人バンク登録者名簿を作成します。この名簿は、市のホームページ上で公開します。また、市内の公共施設などに配布します。

5 登録内容の変更等

登録内容に変更が生じたときは、速やかにいちのせき名人・達人バンク登録変更届（様式2）をいきがづくり課へ提出してください。

また、毎年3月に、登録者に登録継続の意向を確認するとともに、利用状況を調査します。

6 名人・達人バンクの利用方法

- ① 登録者名簿には、登録者の連絡先を記載しませんので、利用希望者は、登録者名簿から依頼したい講師を選び、いきがづくり課に問い合わせ、連絡先を入手します。
- ② 登録者の皆様には、利用希望者から直接連絡がありますので、利用希望者と日程や必要経費の確認をし、教室等の実施をお願いします。

7 問合せ先

一関市いきがづくり課
〒021-8501 一関市竹山町7-2
TEL：0191-21-8852
メール：ikigai@city.ichinoseki.iwate.jp

登録専用フォーム



市HP



※詳細は、いちのせき名人・達人バンク実施要綱参照

登録者名簿（掲載イメージ）

タイトル 個人・団体名			講師写真等
指導内容	所要時間	講師料	その他経費
〇〇〇〇〇教室	〇〇分	〇〇〇円/単位	材料費 〇〇円/人 交通費 要
〇〇〇〇〇講座	〇〇分	〇〇〇円/単位	資料印刷代 〇〇円/人
【資格・免許・流派等】 〇〇〇〇資格、〇〇〇アドバイザーなど			
【これまでの指導実績】 〇〇〇市民センター、〇〇〇の会など			
【講師からのメッセージ】			

いちのせき名人・達人バンク実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、一関市内の、専門的な知識技能や優れた経験等を有している名人・達人を発掘し、その情報を活用できる仕組みを提供することにより、名人・達人の活躍の場を広げるとともに、人や地域を結び、生涯学習又はまちづくり活動の機会を広げ、活力ある地域社会活動を支援することを目的としたいちのせき名人・達人バンク（以下「名人・達人バンク」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

(登録対象)

第2 名人・達人バンクの登録対象は、学習活動等を指導、支援することが可能な次の各号に掲げる個人及び団体とする。ただし、政治・宗教活動を目的とする個人及び団体を除くものとする。

- (1) 個人 市内在住又は通勤、通学している者で、年齢が18歳以上のもの
- (2) 団体 市内に活動拠点がある団体

(登録方法)

第3 名人・達人バンクに登録することを希望する者又は登録される者を推薦しようとする者は、登録専用フォームから申し込み又はいちのせき名人・達人バンク登録申込（推薦）書（様式1）に必要事項を記入し、いきがづくり課に提出する。なお、推薦の場合は被推薦者の承諾確認のため登録専用フォームからの申し込みは不可とし、登録申込（推薦）書の提出に限るものとする。

(登録内容の変更等)

第4 名人・達人バンクに登録した者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更が生じたときは、速やかにいちのせき名人・達人バンク登録変更届（様式2）をいきがづくり課に提出するものとする。

2 いきがづくり課は、毎年3月に、登録者に登録継続の意向及び利用状況を調査する。

(登録の取消し)

第5 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者として不適切と認められる行為があったとき。
- (2) 登録基準を満たさなくなったとき。
- (3) 活動を継続できない事情が生じたとき。
- (4) 虚偽の事実を記載したとき。

令和7年度社会教育関係団体への補助金交付について

(単位:千円)

No.	補助対象事業名	事業目的	事業実施主体	R7	R6	増減	備考
1	教育振興運動実践活動事業	子ども・家庭・学校(教師)・地域・行政の5者の連携により、地域の教育課題の解決を図る自主的な運動に取り組む各地域の協議会等に対し補助する。	一関地域教育振興運動推進協議会 花泉地域教育振興運動各実践区 大東地域教育振興運動推進委員会 東山地域教育振興運動各実践区 室根地域教育振興運動推進委員会	579	601	△ 22	
2	社会教育関係団体活動事業	児童生徒の健全育成と教育の振興のためPTA活動に取り組む団体に対し補助する。	一関市PTA連合会	72	72	0	
		子ども会育成会相互の緊密な連携のもとに、子ども会の自主的な活動を助け、子ども会の健全な育成活動を通じ、新しいコミュニティづくりに取り組む団体に対し補助する。	川崎町子ども会育成会連合会	180	180	0	
3	女性団体活動事業	男女共同参画の推進、青少年の健全育成、家庭生活及び社会生活の刷新、高齢化社会への対応、地域社会の福祉増進等に取り組む各地域の女性団体に対し補助する。	花泉町地域婦人団体協議会 大東町婦人協議会 千厩町婦人協議会 一関市東山町婦人協議会 室根町婦人協議会 一関市川崎町女性協議会	404	404	0	
4	ユネスコ協会活動事業	世界遺産活動や、国際交流活動、青少年活動、芸術文化振興活動、生涯学習講座など、ユネスコ活動を行う団体に対し補助する。	一関市ユネスコ連絡会議	122	122	0	
5	青少年健全育成事業	異年齢の中での遊びを通じ、子どもたちに社会的な関わりを体験させるとともに、運営に関わる青少年ボランティアを育成する子どもの森事業を実施する実行委員会に対し補助する。	子どもの森実行委員会	37	37	0	
6	郷土芸能活動事業	郷土芸能団体等が市民に資金提供等の支援を呼び掛けて実施する郷土芸能発表事業等に要する経費に対し補助する。	郷土芸能活動団体等	500	500	0	

(登録情報の公開)

第6 登録者名簿は、一関市ホームページ等で公開する。

2 登録者名簿に公開する内容は、様式1裏面に記載されている「公開情報」とする。

(利用方法)

第7 利用希望者は、登録者名簿から希望する登録者を選択し、いきがづくり課に問い合わせることにより、連絡先の情報の提供を受けるものとする。

2 連絡先情報の提供を受けた利用希望者は、直接、登録者と連絡を取り、講師依頼及び日程や必要経費の確認をする。

3 講師謝礼、交通費、会場費、材料費等必要経費など講師依頼にかかるすべての費用は、原則として利用希望者が負担する。

4 名人・達人バンク利用に際して、事故やトラブルが発生した場合は、利用希望者及び登録者の責任において対処する。

5 利用希望者は、必要に応じ傷害保険等に参加する。

【問合せ先】

一関市いきがづくり課

〒021-8501 一関市竹山町7-2

TEL : 0191-21-8852 Fax : 0191-23-4850

メール : ikigai@city.ichinoseki.iwate.jp

【登録専用フォーム】



【市HP】



様式1

いちのせき名人・達人バンク登録申込（推薦）書

令和 年 月 日

一関市長 様

【申込（推薦）者】

住 所 _____

氏 名又は

団体名及び代表者氏名 _____

いちのせき名人・達人として登録申込（推薦）します。

※ 推薦の場合、推薦された方は記入してください。

わたしは、いちのせき名人・達人バンクに登録されることを承諾します。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

【登録者情報】

ふりがな	
講師名 (氏名/団体名)	
(団体の場合) 担当者名	※特になければ記入不要
生年月日 (個人の方)	昭和 ・ 平成 年 月 日 ※団体の場合は記入不要
住 所	〒 _____ ※登録者名簿へは、大字まで掲載します。
連絡先	電話番号 _____ FAX番号 _____ メールアドレス _____
講師依頼 方法	該当項目に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。（複数可） <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> メール

【公開情報】

以下の情報はホームページへ公開します。

タイトル	講師名（氏名/団体名）
------	-------------

※単位…時間、人など

番号	指導内容	所要時間	講師料 ／単位※	その他必要経費 ／単位※ (講師料除く)
1	内容		円/ (単位：)	円/ (単位：)
2	内容		円/ (単位：)	円/ (単位：)
3	内容		円/ (単位：)	円/ (単位：)

資格・免許・流派等
これまでの指導実績
講師からのメッセージ

【公開用写真について】

名簿に掲載する写真の提供をお願いいたします。（写真掲載を希望する場合のみ）

写真(1枚)：講師の顔写真や指導内容がわかるような写真など

登録専用フォーム及びメールの場合は、ファイルを添付してください。

社会教育委員関係法令

○社会教育法（関係部分抜粋）（昭和24年法律第207号）

第4章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第16条 削除

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

(1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。

(2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

(3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第19条 削除

○一関市社会教育委員条例（平成17年9月20日条例第74号）

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、一関市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験のある者

（定数）

第3条 委員の定数は、20人以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

○一関市社会教育委員会会議運営規則（平成 17 年 9 月 20 日教育委員会規則第 22 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、一関市社会教育委員条例（平成 17 年一関市条例第 74 号）第 3 条の規定に基づき、一関市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定例会及び臨時会）

第 2 条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、年 3 回これを招集する。

3 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

（会議の招集）

第 3 条 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、教育長があらかじめこれを通知しなければならない。

第 4 条 招集は、開会の日前 7 日までにこれを通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

第 5 条 会議招集の通知後に、緊急実施を要する事項があるときは、第 3 条の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

（議長及び副議長）

第 6 条 委員の会議には、互選により議長及び副議長 1 人を置くものとする。

2 議長及び副議長の任期は、1 年とする。ただし、再任されることができる。

3 議長は、委員の会議を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

（定足数）

第 7 条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、同一事件につき再度招集しても、なお、半数に達しないときは、この限りでない。

（会議）

第 8 条 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

第 9 条 会議の結果は、これを教育長に報告しなければならない。

第 10 条 委員は、委員の会議に出席できないときは、あらかじめ教育長に通知しなければならない。

第 11 条 委員は、その職務を行うため必要に応じて小委員会を置くことができる。

第 12 条 委員は、会議において関係職員に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

（補則）

第 13 条 この規則に定めるもののほか、委員の会議に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

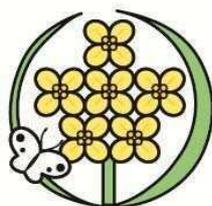
一関市民憲章

わたくしたちは ゆたかな自然と悠久の歴史に育まれた いわいの里に誇りをもち心あわせて活力ある一関をつくるため この憲章を定めます

- 一 教養を高め 誇れる文化を育てます
- 一 健康で働き 豊かな郷土を築きます
- 一 自然を愛し 美しい環境を守ります
- 一 思いやりと協力で 安全な暮らしをつくります
- 一 地域が結び合い 輝く一関を目指します

(平成18年9月1日制定)

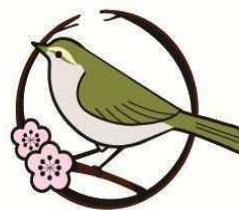
一関市の花木鳥



市の花
なのはな



市の木
ぶな



市の鳥
うぐいす

(平成18年8月1日制定)

一関市民歌

- | | | | | | |
|---|---|---|--|---|--|
| 1 | 緑ゆたかに 爽やかに
室根 栗駒 そびえ立つ
空の青さに いだかれて
さえずる小鳥 遊ぶ子ら
自然と共に生きるまち
いのち輝く いちのせき
自然と共に生きるまち
いちのせき | 2 | 巡る季節を 映し出す
巖美 猊鼻の 清流に
歌声高く こだまして
大きな夢を ふくらます
心の糸を 紡ぐまち
笑顔輝く いちのせき
心の糸を 紡ぐまち
いちのせき | 3 | 風と光を 友として
北上川は 流れゆく
遙かなときを 偲びつつ
明日をつくる 若い星
希望の鐘が 響くまち
未来輝く いちのせき
希望の鐘が 響くまち
いちのせき |
|---|---|---|--|---|--|

(平成19年1月29日制定)